

コロナ後を見据えた事業環境の变革について

コロナ禍が収束しない中、生活、教育、仕事の様々な面で我慢を強いられる状況が長期化しています。この中で、中小企業経営も、対面ビジネスをはじめ多くの事業者で大変厳しい状況にあります。コロナ禍を乗り越えること自体、大変な苦勞ですが、その先には、大きな社会経済の構造变革が待っているように思われてなりません。

中小企業にとって、コロナ後の時代



預金保険機構理事長
三井秀範

に向けた大きな事業の变革は、経営陣や従業員の努力のみでは、なかなか成し遂げられるものではなく、金融機関や税理士の皆様をはじめ専門家の支援や国をはじめとする関係者による環境整備の努力も欠かせません。

事業再生や事業転換を円滑かつ迅速に実行できるようなワークアウトをはじめとする更なる環境整備が必要と思われれます。コロナ禍で動き出したデジ

タル化の進展の下、電子契約や電子認証などの法的・実務的な基盤の確立と普及や、電子手形の普及をはじめとする各種法律関係の書面や手続きをオンラインで完結すべきことなどは待ったなしの状況です。昨年から関係省庁及び関係者により議論が開始されている包括担保法制の整備については、不動産等の大きな資産を持たない中小企業に対する円滑な資金供給の観点から、是非とも早期実現が望まれます。

コロナ対応と言うと暗い話に映

ってしまうかもしれませんが、同じ事象も別の角度から見ると、様々なビジネスチャンスが出現し、明るい将来への予感も感じます。実際、これまでわが国ではなかなか進展してこなかったデジタル化、デジタルトランスフォーメーション(DX)は、コロナ禍を乗り越えるためにも急速な進展を見せつつあります。こうしたチャンスを生かしていくた

めにも、官民を挙げての環境整備は不可欠です。デジタルプラットフォーム上で中小事業者が出品やサービス提供を行う場合における事業者や消費者の保護など、デジタル社会における公正な競争環境の確保は喫緊の課題です。SDGsとして掲げられている各般の

社会的課題に中小企業が対応していくための各種支援措置の拡充も必要です。金融資本市場・金融システムも、その

中であって、大きな変革期を迎えています。かつては対面が常識であった金融取引がスマホで自在に行われるようになり、こうした金融ビジネスのデジタル化、オンライン化が、モノ・サービスのオンライン取引の活発化と合わさって、金融と産業の分離をはじめとする従来の枠組みも変容しつつあるなど、金融事業者を取り巻く競争環境も大きく変化しています。

こうした新たな金融の構造に適合するためには、規制環境や法的枠組み、更には実務慣行も含め、従来の固定観念にとらわれず、柔軟な発想で適応していくことが不可欠です。金融システムや各種金融危機対応制度についても、こうした変化に対応した改革が必要で

す。預金保険機構の組織運営上も、社会のデジタル化に対応した新たな対応が迫られています。

コロナ禍という大きな危機の中で、将来を見据えてフォワードルッキングに制度や運用を見直していく必要性を痛感しています。